

記者発表（資料配布） 本紙のみ			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
平成 28 年 2 月 22 日（月） 午前 9 時 00 分	税 務 課 町税対策室	0790-82-0662	課長 加藤 逸生 （室長 安東 文裕）

件 名:個人住民税特別徴収の一斉指定に関するオール兵庫共同アピール

佐用町は、兵庫県と県内の 40 市町と連携し、次のとおり個人住民税の特別徴収を徹底するのでお知らせします。

兵庫県及び県内 41 市町は、平成 30 年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

<今後の予定>

平成 28 年度	事業者への事前通知の送付
平成 29 年度	事業者への指定予告通知の送付
平成 30 年 5 月	一斉指定の実施（特別徴収税額決定通知書の送付）

個人住民税は地方公共団体の行政サービスの経費をまかなう貴重な自主財源です。

これまでも、兵庫県及び県内 41 市町が連携して、①個人住民税の税收確保、②納税者の利便性向上、③法令遵守の徹底を図るため、特別徴収を進めてきましたが、普通徴収か特別徴収かは選択制であるとの誤解などがあり、いまだ特別徴収を実施していない事業者があります。

所得税の源泉徴収義務のある事業者のかたは、給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが地方税法で義務付けられています。

特別徴収を実施することは、①個人住民税を年 12 回に分けて給与から差し引くため 1 回あたりの納税の負担が軽減される、②金融機関など納税におもむく必要がなくなり、納め忘れの防止にもなる、など従業員のかたへメリットがあります。

平成 28 年 2 月 22 日
兵庫県個人住民税等税收確保推進会議
（兵庫県・県内 41 市町）